

# 川西市清和台自治会会則

## (名称及び主たる事務所)

- 第1条 本会は地縁法人川西市清和台自治会（以下「会」という）と称する。
2. 自治会事務所を川西市清和台西2丁目1-83の第2自治会館に設置する。

## (会員及び会員種別)

- 第2条 本会の会員は、川西市清和台に居住する者で、本会に入会を希望する個人とする。なお、一般会員と同一世帯の者は、会員にならずとも会の活動に参加できる。
2. 川西市清和台で営業する法人及び個人事業主であって、本会に入会を希望する者は法人会員となることができる。
3. 法人会員は第4条第1項第2号の権利と議決権を有しない。

## (入退会)

- 第3条 本会に入会しようとする者は、「入会届」を本会事務所に提出するものとする。
2. 本会は、前項の「入会届」があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
3. 本会を退会しようとする者は、「退会届」を本会事務所に提出しなければならない。
4. 会員が次の各号に該当するときは、退会したもものとする。
- (1) 住所を区域外に移したとき
  - (2) 死亡したとき

## (会員の権利・義務)

- 第4条 会員は、次の各号に挙げる権利を有する。
- (1) 本会の各種事業に参加すること
  - (2) 会則及び各種規則に基づく役員選挙権及び被選挙権
  - (3) 本会の運営について、自由に意見を発表すること
2. 会員は、次の各号に挙げる義務を負う。
- (1) 会費を納入すること
  - (2) 会則及び各種規則で定められた諸会議の決定に従うこと

## (目的)

- 第5条 本会は、平和でよろこびに満ちた、より豊かな生活環境をつくりだし、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とし、この目的を達成するため、会員の思いを大切にしながら全員参加による運営を行う。

## (会務)

- 第6条 本会は、前条の目的を達成するために下記の項目の企画運営、対外折衝等の会務を行う。
- (1) 総務、広報、環境、福祉・保健、文教、体育、安全、会館運営に関する事業
  - (2) 前項事業を遂行するために、それぞれに部を置く。事業推進のため、必要に応じて部内に推進委員を置くことができる。
  - (3) 川西市清和台コミュニティ協議会に関すること。
  - (4) 各部応援に関すること。なお、部間にわたって応援が必要な時は、各部間の協議を経て進めるものとする。
  - (5) その他、必要により、または必要の都度に設けて行なう福利厚生事業
  - (6) 不動産・動産の取得、登記及び維持管理
2. 会務の計画内容及びそれに伴う予算は、総会の承認を得て実施するものとする。

## (役員)

- 第7条 本会は、次の役員を置く。ただし、(3)・(4)は理事が兼務する。
- (1) 会長1名 (2) 副会長5名
  - (3) 部長8名 (4) 副部長8名
  - (5) 理事 一定地区1名 (6) 会計1名
  - (7) 推進委員代表各部1名(当該部の副部長とする)
  - (8) 特別委員会委員長

## (役員職務)

- 第8条 役員は、次の職務を行う。
- (1) 会長：会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長：会長を補佐し、次の会務を担当

する。

①会長から委任された特命事項

②選出地区に関する役務（世話ごと）の統括

③第6条（1）に定める事業の内、担当事業を統括し、必要な時には担当事業部に助言する。

（3）部長：部を統括し、別に定める事務分担内規に規定する事業の企画、実施を担当する。

（4）副部長：部長を補佐し、上記の事業の企画、実施を担当する。

（5）理事：次の会務を担当する。

①選出ブロックに関する役務（世話ごと）の統括

②所属する部が担当する事業の実行

（6）会計：会計業務を担当し、会の運営に参与する。

（7）推進委員代表：委員をまとめ、部長を補佐する。

（8）特別委員会委員長：総会または役員会において決定した特別事項の対策及び処理に当たる。

（9）各部の職務内容は、別に定める。

#### （役員を選出）

第9条 役員を選出は、別に定める川西市清和自治会役員・監査役・班長・委員選出規則（以下「役員・監査役班長・委員選出規則」という）による。

#### （役員の任期）

第10条 役員のうち、会長・副会長・特別委員会委員長を除く役員の任期は、定時総会の日から次の定時総会終了の日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、会計については、継続再任は4年間までとする。

2. 役員のうち会長・副会長の任期は次の通りとし、同一役職に継続再任する場合は4年間までとする。

① 会長の任期は、定時総会の日から翌々年の定時総会終了の日までの2年間と

し、任期中に公職選挙法により選出された場合は、辞任するものとする。

② 副会長の任期は、清和台住宅団地管理組合法人（以下、清和台住宅団地という）地域選出者は1年間、その他の地域選出者は半数ずつ、1年をずらした定時総会終了の日までの各2年間とする。

3. 特別委員会委員長の任期は、特別委員会が組織された日から委員会終了の日までとする。

#### （監査役）

第11条 本会は、会の会計を監査するため、2名以上の監査役をおく。

#### （監査役を選出）

第12条 監査役の選出は、別に定める役員・監査役・班長・委員選出規則による。

#### （監査役の任期）

第13条 監査役の任期は、定時総会の日から次の定時総会終了の日までの1年間とし、再任を妨げない。

#### （顧問・相談役・嘱託）

第14条 会長が会の運営上必要があると認めるときは、役員会の議決を経て、顧問・相談役・嘱託をおくことができる。

2. 顧問および相談役は、会に対し過去の実務を通じて多くの貢献を成し、または会の運営に必要な卓抜なる識見を有する役員経験者をもって任じ、役員待遇とし、その任期は会長に準じる。

3. 嘱託は、会の運営上必要な学識、技術を有する専門職をもって任じ、その任期は、当該専門的資格、知識、学術、職能、技工等を必要とする期間とする。

4. 顧問・相談役・嘱託とも、その任期満了後、継続して、又は期間において重任を妨げない。

#### （推進委員の職務）

第15条 推進委員は各部の円滑な事業推進に協力するため、当該部の事業計画の策定、事業推進に参画する。推進委員の業務については、

当該部の部長と推進委員代表が協議して決定する。

**(推進委員の選出)**

第 16 条 推進委員の選出は、別に定める役員・監査役・班長・委員選出規則による。

**(推進委員の任期)**

第 17 条 推進委員の任期は原則として役員の任期に準ずるが、再任を妨げない。

**(班および班長)**

第 18 条 班の構成は、役員会で決定し、各班に 1 名の班長をおく。

**(班長の職務)**

第 19 条 班長は、広報・連絡・会費および各種募金の徴収等の会務運営に協力するほか、班長会に出席し、会の重要事項を決議する。

**(班長の選出)**

第 20 条 班長の選出は、別に定める役員・監査役・班長・委員選出規則による。

**(班長の任期)**

第 21 条 班長の任期は、4 月 1 日、10 月 1 日を起点として、原則として 6 ヶ月間とする。

**(特別委員会委員)**

第 22 条 本会にかかわる特別事項につき、別個に委員会を設けて専門的、且つ経常的に対処する方が良いと認めるときは、役員会の決議により特別委員会を組織し若干名の委員をおく。

**(特別委員会委員の選出)**

第 23 条 特別委員会委員の選出は、別に定める役員・監査役・班長・委員選出規則による。

**(特別委員会委員の任期)**

第 24 条 特別委員会委員の任期は、原則として特別委員会委員長の任期に準ずる。

**(総 会)**

第 25 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、本会の最高議決機関である。

2. 定時総会は、会長の招集により毎年 1 回 4 月に開催し、会則の改廃、諸規則の制定ならびに改廃、前年度の会務報告、決算報告、会計監査報告、新年度の役員選出、運営方針、事業計画案、予算案、その他について

審議し決議する。

3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は全会員の 5 分の 1 以上より、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは随時開催し、会則の改廃、諸規則の制定並びに改廃、会務における緊急案件、その他について審議し決議する。
4. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時及び場所を開会の 5 日前までに通知しなければならない。
5. 総会は、会員の過半数の出席を得て成立する。ただし会員の署名のある委任状又は議決権行使書を提出した会員は、出席とみなす。(以下、別段の定めがない場合この条において出席者とする。)
6. 総会の議事は、この会則及び諸規則に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。
7. 会員は平等に議決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について議決権を有しない。
8. 総会の議長は出席者の中から選出する。
9. 総会の議案は役員会がその提案権を有する。ただし、緊急議案を提案したい出席者は必要事項を議長に届け出る事が出来る。議長は内容を点検して妥当と認められた場合は、出席者(委任状提出者及び書面表決者を除く)の過半数の同意を得て議案として採用し、議案として協議する。
10. 総会の議事は、その都度議長が書記を定めて議事録に記録する。議事録には、日時・場所・現在会員数・出席者数・議決事項及び賛成、反対などの人数・議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨などを記載する。議事録は本会事務局に保管し、会員は事務局において閲覧できるものとする。

**(役 員 会)**

第 26 条 役員会は、会長の招集により随時開催し役員及び役員待遇総数の 2/3 以上の出席を得

て会の運営に関する事項を審議し、出席者の過半数をもって決議する。

2. 重要事項に関することの中で急を要するものは、役員会で議決し、執行することができる。この場合、次の総会で承認を受けなければならない。
3. 出席は、委任状の提出をもってかえることができる。
4. 会長は、必要の都度囑託を役員会に出席を求めることが出来る。ただし、囑託は議決権を有しない。
5. 役員会の議事は、総務担当理事が議事録に記録する。議事録は、本会事務局に保管し、会員は事務局において閲覧できるものとする。

#### (特別委員会)

- 第 27 条 特別委員会は、特別委員会委員長の招集により随時開催し、特別委員会委員の過半数の出席を得て、特別委員会が目的とする特別事項を審議し、出席委員の過半数をもって決議する。
2. 出席は、委任状の提出をもってかえることができるが、出席者の議決に委任するものとする。
  3. 特別委員会は、単独で特別事項を処するほか、状況に応じ、必要な本会組織の協力を求めることができる。特別委員会が単独で処した特別事項は、事後特別委員会委員長から会長に、詳細且つ速やかにその顛末を報告しなければならない
  4. 特別委員会の議事は、委員長が書記を定めて、議事録に記録する。議事録は、本会事務局に保管し、会員は事務局において閲覧できるものとする。

#### (三役会)

- 第 28 条 三役会は、会長の招集により随時開催し会の運営に関する事項を協議する。
2. 三役会は、会長・副会長・会計・相談役・顧問で構成する。必要により理事や各部推進委員の出席を求め事が出来る。
  3. 三役会は、構成有資格者の半数以上の出席

を必要とし、出席者の合議によることを原則とする。

#### (部長会)

- 第 29 条 部長会は、会長の招集により随時開催し、三役会での決議事項や各部長からの提案事項など、会の運営に関する事項を協議する。
2. 部長会は、会長・副会長・会計・相談役・顧問・部長及び推進委員代表で構成する。ただし、必要により理事や各部推進委員の出席を求めることができる。
  3. 部長会は、構成有資格者の過半数の出席を得て成立し、議事は出席者の過半数を持って決定する。
  4. 部長会の議事は、総務部長が議事録に記録し、議事録は本会事務局に保管する。

#### (班長会)

- 第 30 条 班長会は、会長の招集により毎年 1 回 10 月に開催し、役員会との意思疎通をはかるとともに、会の運営に関する事項を協議する。
2. 班長会は、役員・監査役・各部推進委員・役員待遇者および班長により構成する。
  3. 班長会は、構成有資格者の過半数の出席を得て成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
  4. 出席は、委任状の提出をもってかえることができる。

#### (ブロック会議)

- 第 31 条 ブロック会議は、会長の招集により毎年 2 回、各地区ごと、あるいは数地区ごとに開催し、会の運営及び地区の課題解決について意見交換を行う。
2. ブロック会議には、当該地区の役員・班長・一般会員及び役員待遇者が出席するものとする。

#### (会費)

- 第 32 条 本会の会費は、一般会員は 1 会員あたり毎月 200 円・法人会員は 1 事業者あたり毎月 400 円とする。ただし、清和台地区内に居住する事業者は一般または法人会員を選択出来るものとする。会費は班長・役員が、

年2回4月と10月に6ヶ月分まとめて徴収する。ただし、会費の納入が困難な状況にある場合は、役員会の承諾を得て免除することができる。

2. 本会の会費は、中途加入の場合、加入月分から徴収し、中途退会の場合は、返金しない。

#### (経費)

第33条 本会の経費は、役員会が費目別に策定し、本会で承諾された予算に従い、会費及び事業収益金ならびに寄付金、雑収入の範囲内で支弁する。

#### (資産の管理)

第34条 本会の資産は、会計が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

#### (事業および会計年度)

第35条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2. 会計規則は、別に定める。

#### (会計監査)

第36条 本会の会計監査は、年1回以上行い、その監査結果を、定時総会に報告する。また、本会に付随する特別会計の会計監査は、当該特別会計が1会計年度をこえる場合、1会計年度終了の日に、当該特別会計が1会計年度内に終了する場合においては、その終了の日に締切って行い、監査結果は、一般会計監査報告と併せて、定時総会に報告する。

#### (訴訟等に関する取扱)

第37条 自治会役員または一般会員が、自治会の職務を誠実且つ適正に執行したにも拘わらず、刑事告訴または民事訴訟を受けた場合、役員会の決議を経て、自治会として支援を行い、自治会として裁判費用ならびに弁護士費用などの負担をする。

#### (会則原本)

第38条 改定時における会則原本を一通作成し、改定時における会長及び総務担当副会長が

記名・捺印する。

2. 会則原本は本会事務局に保管する。
3. 第1項及び第2項の規定は、会則の細則として定める諸規則に準ずる。

#### (会則の改廃)

第39条 この会則の改廃は、本会役員会が審議を行い総会に議案し、総会において全会員の2分の1以上の同意を得て、川西市長の認可を受けて改正とする。

#### (備え付け帳簿及び書類)

第40条 この会の事務所には、次の帳簿及び書類をおく。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及び班長名簿
- (4) 許可及び登記簿などに関する書類
- (5) 総会及び役員会議事録
- (6) 会計収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他資産状況を示す書類
- (8) その他必要帳簿及び書類

2. 前項の帳簿及び書類は、会員の目的、事由を示して閲覧を求めたときは、事務に支障のない限り並びに個人情報保護に反しないときは、閲覧することができる。

#### (会の解散)

第41条 この会の解散は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散することができる。

#### (解散時の残余財産の処分)

第42条 解散時の残余財産は、総会の議決を経て、この会の目的に合致する団体に譲渡及び寄付するものとする。

#### (付則)

この会則は、昭和47年4月1日から実施する。

昭和51年10月1日 改正・実施

昭和53年10月29日 改正

昭和54年4月1日 実施

昭和56年4月19日 一部改正

昭和60年4月21日 一部改正

平成4年10月18日 一部改正

平成5年4月1日 実施

平成 11 年 4 月 18 日 一部改正  
平成 12 年 10 月 15 日 一部改正  
平成 15 年 4 月 20 日 一部改正  
平成 15 年 10 月 19 日 一部改正  
平成 16 年 4 月 18 日 一部改正

平成 18 年 4 月 19 日 一部改正  
平成 18 年 10 月 15 日 一部改正  
平成 24 年 1 月 22 日 一部改正  
令和 3 年 10 月 29 日 一部改正  
令和 7 年 4 月 20 日 一部改正